

A2 時間外労働（残業）とは本来、診療所が命令（黙示を含む）して行わせるもの、その必要性を承認するものです。従業員が法定労働時間を超えて勤務することを命ぜられた場合、一般的にこれを拒否することはできません。

逆に時間外労働の命令がないにもかかわらず残業していることは業務命令違反と判断することもできます。「残業命令簿」などを用いた管理体制の構築をお勧めします。その上で、診療所の事前、事後の承認なく残業した場合には、時間外手当を支給しないと明言しておくべきです。